公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県銚子市小浜町2644番地の25**銚子風力開発株式会社**の千葉県銚子市見晴台25番地２銚子風力開発株式会社銚子風力発電所・千葉県銚子市八木町6860番地銚子風力開発株式会社銚子八木風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年９月16日

千葉地方法務局匝瑳支局

証票無効

○　所得税、消費税、地方消費税（譲渡割）、相続税、贈与税、印紙税に関する質問検査章

平成23年７月11日交付　第11Ｂ029号

名古屋国税局　財務事務官　森下　善晴　名義分

平成23年８月４日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成23年９月16日　国　税　庁

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月16日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年９月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社井上冷熱　井上　大輔　大阪府大阪市西区江戸堀１－９－６　国土交通大臣許可（特－22）第953号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における熱絶縁工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）　「熱絶縁工事業に関する営業」とは、注文者から熱絶縁工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成23年９月20日から平成23年９月26日までの７日間

4　処分の原因となった事実　同社は、複数の工事において、建設業法第３条第１項の規定に違反して、同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結していた。このことが、建設業法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月16日

国土交通大臣　前田　武志

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成23年９月19日から平成24年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟及び鉄製の櫓一基並びにこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月16日

国土交通大臣　前田　武志

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成23年９月19日から平成24年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する二階建組立式仮設ハウス一棟及び木造平屋建の建築物二棟並びにこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第３条第８項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第２号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年９月16日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年８月31日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　大津　　徹　第3000110号

3　処分の内容　平成23年９月16日から平成23年10月25日まで40日、確認検査業務の禁止を命ずる。

4　処分の原因となった事実　神奈川県内の事務所（１物件）の確認申請書の審査を行った確認検査員として、当該建築計画が建築基準法第20条の規定に適合していない（３階増築部分の鉄骨柱脚部及び新設屋外階段と既存ＲＣ躯体との接合部分があと施工アンカーで設計されている）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第１６８号

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381－１

申立人　アイフル株式会社

本籍埼玉県越谷市谷中町４丁目171番地、最後の住所群馬県桐生市菱町４丁目2472番地の20、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日平成18年６月５日、出生の場所栃木県塩谷郡喜連川町、出生年月日昭和22年１月31日、職業不詳

被相続人　亡　齋藤　久雄

事務所群馬県桐生市巴町２－1821根岸ビル２・３階　白田・久保田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田寿栄

前橋家庭裁判所桐生支部

平成２３年（家）第１８１号

群馬県桐生市相生町２丁目812番地

申立人　青木良**皿**郎

本籍申立人の住所に同じ、最後の住所群馬県桐生市新里町新川238番地１、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日平成23年２月４日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和32年２月21日、職業不詳

被相続人　亡　青木　昌弘

事務所群馬県桐生市相生町２丁目316番地の９桐生合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　春山　典勇

前橋家庭裁判所桐生支部

平成２２年（家）第１４８１号

愛知県瀬戸市小坂町83番地の２

申立人　若杉　鋭子

国籍大韓民国、最後の住所愛知県瀬戸市西谷町30番地、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2009年３月11日、出生の場所岐阜県土岐郡笠原町、出生年月日西暦1938年１月２日、職業自営業

被相続人　亡　林　　鐘**伊**

事務所名古屋市東区東片端町23　東片端サンコービル　名城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　朴　　憲洙

名古屋家庭裁判所